令和８年（フ）第５３４９号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号
債務者　押田かな子
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５３６３号
大阪府寝屋川市高柳５丁目30番21号
債務者　勇　　正幸
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第５５１４号
大阪府門真市大池町３番10号　ハイツ大池207号、前住所岡山県倉敷市笹沖74番地３マンションみふね203号
債務者　瀧上　雅夫
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第６９１号
神戸市東灘区御影本町２丁目４番５号　ボヌール御影703号
債務者　横山　晋也
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２２１号
兵庫県宝塚市高司３丁目１番１号　センチュリーハイツ202号室
債務者　田﨑真寿雄
1　決定年月日時　令和８年10月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第４２号
長崎県島原市萩が丘二丁目5676番地１　萩が丘住宅Ｇ202
債務者　瀬川　和代
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月11日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

令和８年（フ）第２０８号
秋田市新屋比内町61番14号
債務者　菊田　則雄
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１４６号
福島市鎌田字原際31番地の１セジュールＡ101号室
債務者　佐久間綾乃
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第１５３号
福島市宮代字乳児池71番地県住３号棟106号室
債務者　堀越　優斗
1　決定年月日時　令和８年10月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
福島地方裁判所

令和８年（フ）第３５６号
茨城県水戸市石川３丁目4137番地の４　棚網レジデンス203号
債務者　吉田　　博
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１２０号
茨城県坂東市内野山340番地１
債務者　木村　　敏
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第１２６号
茨城県常総市相野谷町39番地４栄コーポＢ101
債務者　國谷　一夫
1　決定年月日時　令和８年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
水戸地方裁判所下妻支部

令和８年（フ）第１３１号
栃木県栃木市錦町７番３－３号
債務者　鈴木　新人
1　決定年月日時　令和８年10月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第３６０号
新潟市東区長者町４番４号１　クレセント・ラ・メール202号、前住所新潟市中央区鳥屋野南２丁目19番25号　Ｔ・Ｊプレイス103号
債務者　廣川　正範
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３８１号
新潟市江南区横越上町４丁目７番５号
債務者　釣巻有佑加
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第３９２号
新潟市北区嘉山2233　メアリーローズＣ201、住民票上の住所新潟市北区嘉山2316番地24
債務者　花野　航太
1　決定年月日時　令和８年10月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月14日まで
新潟地方裁判所民事部